

各单位団指導者・育成会 御中

鹿児島市スポーツ少年団
本部長 大瀬 克広

本県における感染拡大の警戒基準が「ステージⅢ」に引き上げられたことに伴う
本市スポーツ少年団活動について

かねてから、本市スポーツ少年団活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、現在、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染拡大の警戒基準が「ステージⅢ」に引き上げられ、感染拡大警報の発令がなされております。

つきましては、スポーツ少年団活動においても、これまで以上に警戒心を持ち、なお一層の感染症対策を講じるとともに、下記のとおり拡大防止を徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

1 単位団における対応

(1) 変異株に係る知見及び対策

- 変異株については、子供が大人より感染しやすいということはなく、どの年齢でも感染しやすい可能性がある。
- 変異株への対策については、従来株と同様に「密」の回避、マスク着用、手洗いなど基本的な感染症対策を継続する。

(2) 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

- 練習等の活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの高い活動を避け、リスクの低い活動を行うことを検討し、適切な活動時間（週2～3回の2時間以内）を遵守し、長時間の活動による感染リスクを軽減する
- 食事をとる場面については、食事前後の手洗いを徹底するとともに、屋内では換気を行い、向かい合わせや大声での会話を控えるなどの対応をする。
- 県境を越えての対外試合や合宿等は行わないこととし、県内での試合・活動についても、地域の感染状況等を踏まえてその是非を検討する。実施する際は、大会等と同様の感染拡大を防止する対策を講じる。会場への移動時や、会場での更衣室等の利用時などにおいても、感染拡大を防止する対策を講じる。また、県境を越えての活動については、本県における感染拡大の警戒基準が引き下げられた後についても、目的地及び経由地の感染状況を踏まえてその是非を検討し、対応する。

裏面もご覧ください。

2 育成会との連携、啓発

(1) 健康観察等の徹底

- 引き続き、団員の健康状態のチェックを入念に行うとともに、発熱や体調不良等の症状がある場合は、団員が活動場所へ来る前に参加を自粛してもらい、状況に応じて早めに医療機関を受診するように、保護者の理解と協力を得る。

(2) 県外の感染が拡大している地域との往来

- 緊急事態宣言の6都府県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県）及びまん延防止等重点措置の実施区域をはじめとする感染が拡大している地域について、不要不急の往来を自粛するとともに、不要不急でない場合も慎重に判断する。

(3) 練習計画や大会の参加等の活動方針や活動計画について指導者のみで決定するのではなく、育成会、団員を交えて話し合い、団として総意のもと、共通理解を図る。

※ 大会出場等については、本市スポーツ少年団の重点事項においても『対外試合の精選』として「月1回程度に止め、無理のない計画を立てよう」と定めております。

3 校区内または単位団内で感染者が発生した場合

(1) 校区内で感染者が発生した場合、スポーツ少年団活動の可否については、学校体育施設開放の開放状況に合わせることにする。

(2) 濃厚接触者にあたらなくても、その後に何らかの症状が発生した場合には、速やかに保健所等へ相談する等して、感染拡大防止に努め、クラスター発生を抑制すること。

(3) 学級・学校で陽性者が出た際は、濃厚接触者にあたらなくても、保健所や医師の指示に従うこと。

(4) 団員等に感染者が発生した場合、学校や保健所等からの単位団の名簿等の提出の要請に備えて、以下のものをデータ（Excel等）で保存しておくこと。

- ・単位団に属している全ての氏名と連絡先
- ・活動日における参加者（団員以外も含む）が分かるもの

その際、代表者または事務担当者へ連絡する可能性があるため、スポーツ少年団登録システムの代表者及び事務担当者の連絡先を携帯番号等の日中つながる番号へ設定しておくこと。

<連絡先>

鹿児島市スポーツ少年団事務局

鹿児島市山下町15番1号

担 当：椎原・田實

TEL：248-7718

FAX：248-7738